

第2期
鎌倉市農業振興協議会報告書

平成25年2月
鎌倉市農業振興協議会

目 次

1	鎌倉市農業振興協議会報告書をまとめるにあたって……………	1
2	鎌倉市の農業の現状……………	1
	（1）農業の歴史	
	（2）農地面積	
	（3）農業振興地域面積・農用地区域面積	
	（4）遊休農地面積	
	（5）農業従事者数等	
	ア 農家数	
	イ 農業経営者数	
	ウ 農業就業人口と平均年齢	
	エ 主要作物と流通	
3	鎌倉市の農業の特色……………	5
	（1）「七色畑」	
	（2）「鎌倉やさい」	
4	提案施策の取組状況について……………	6
	（1）農地相談会	
5	鎌倉市の農業の課題……………	7
	（1）テーマ2：新たな担い手の育成・確保	
	（2）テーマ6：直売所【地産地消】	
6	今期の協議テーマについて……………	8
	テーマ2：「新たな担い手の育成・確保（担い手育成について）」	
	テーマ6：「直売所について」	
7	新たな施策の提案……………	9
	（1）テーマ2：「新たな担い手の育成・確保（担い手育成について）」	
	（2）テーマ6：「直売所について」	
	（3）その他の新たな施策の提案	
8	まとめ……………	14

【資料】

鎌倉市農業振興協議会開催経過
鎌倉市農業振興協議会委員名簿
鎌倉市農業振興協議会設置要綱

1 鎌倉市農業振興協議会報告書をまとめるにあたって

鎌倉市農業振興協議会（以下「協議会」という。）は、「鎌倉の農業振興について」様々な角度から協議を行う組織として、平成 20 年度に発足し、平成 22 年度に報告書をまとめた。その後、平成 22 年 8 月 28 日、農業関係者のほか流通・飲食・教育の関係者、学識経験者、関係行政機関職員による委員 20 名が、鎌倉市長から委嘱を受け、第 2 期となる協議会（以下「第 2 期協議会」という。）において協議を行ってきた。

平成 22 年 4 月にとりまとめた「鎌倉市農業振興協議会報告書」（以下「平成 22 年度報告書」という。）では、今後の課題として、次のように報告をした。

『「新たな担い手の育成・確保」、「直売所」については、十分な議論ができなかった。鎌倉市の農業を持続していくためには、これらのテーマは重要であり、今後、次期協議会でしっかりと議論をしていくべきと考える。』

この与えられた 2 つのテーマ、特に、「新たな担い手の育成・確保」は、鎌倉の農業の将来を考えるうえでとても重要な課題であり、日本全体の農業が抱える大きな問題となっている。第 2 期協議会では、地域の実情を踏まえ実施可能な施策等について協議を行った。

2 鎌倉市の農業の現状

第 2 期協議会では、鎌倉市の農業の経年変化を見るため、市から農地面積等のデータ資料を得て、平成 22 年度報告書以降の内容を追加した。

(1) 農業の歴史

鎌倉市の農業は、従来は全市的に稲作が中心であり、平地のほとんどは水田であった。昭和 40 年(1965 年)以後の市街化の進行に伴って水田は消滅し、畑の大部分も宅地化された。現在、市内に残されている農地は市域の約 3% (約 105ha) となっている。その中で、市北西部の関谷・城廻地区と、市西部の手広地区の市街化調整区域内農地は本市農業の核として重要な役割を果たしている。

(2) 農地面積

現在、市内の農地面積は表 1 のとおり引き続き微減傾向にある。

表 1 鎌倉市の農地面積

年 度	市街化調整区域内	市街化区域内（うち生産緑地）	合 計
平成 24 年度	74.2ha	31.2ha(17.4ha)	105ha
平成 23 年度	74.0ha	31.7ha(17.5ha)	106ha
平成 22 年度	74.1ha	32.7ha(17.9ha)	107ha
平成 21 年度	74.2ha	32.8ha(17.7ha)	107ha
平成 20 年度	74.6ha	33.4ha(17.8ha)	108ha

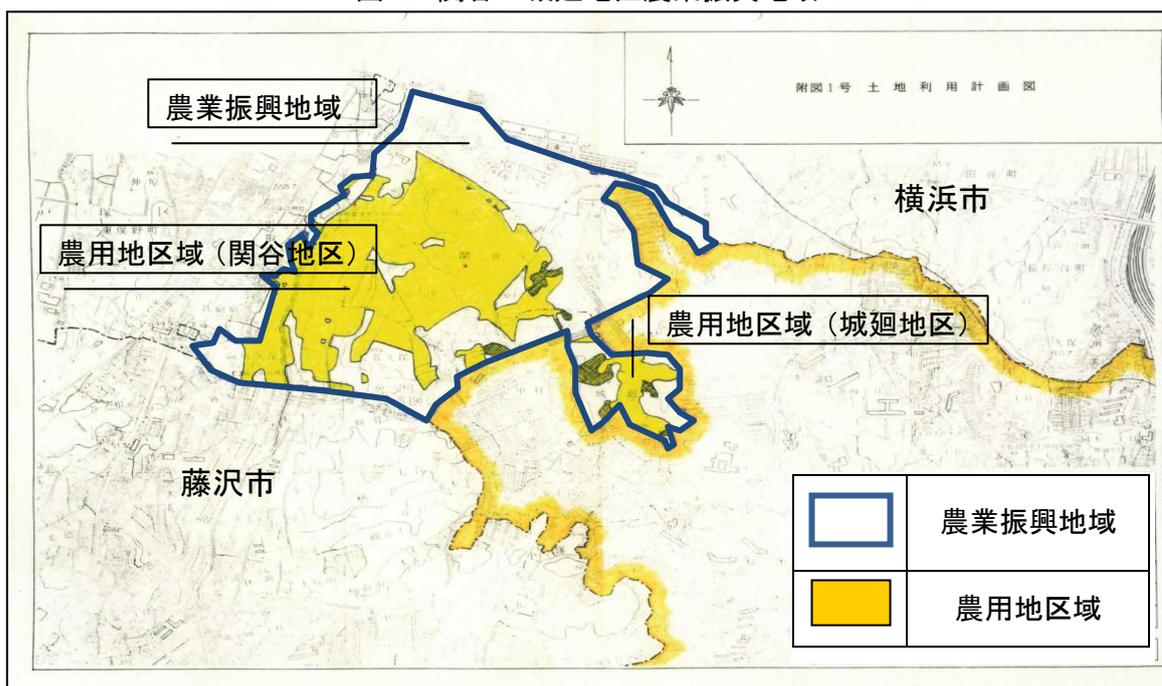
(3) 農業振興地域面積・農用地区域面積

市北西部に位置する関谷・城廻地区の農業振興地域の面積及び農用地区域の面積は、次のとおりである。

なお、いずれも前回報告から変更はない。

農業振興地域面積…115ha	うち農用地区域内面積…47.9ha（農業振興地域の 41.7%）
	うち農地……………約 58.9ha（農業振興地域の 51.2%）

図1 関谷・城廻地区農業振興地域



※農業振興地域とは、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図るべき地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条）

※農用地区域とは、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める「農用地として利用すべき土地の区域」

(4) 遊休農地面積

鎌倉市の農業生産の中核である、関谷・城廻地区の農業振興地域内の農用地区域内の遊休農地は、平成20年度から実施されている市の耕作放棄地全体調査により把握された。

平成23年度は、耕作放棄地全体調査と市農業委員会による農地法30条調査を合わせて実施し、調査対象区域も市内全域に広げられた。

全体調査後には、遊休農地の土地所有者に対して、今後の遊休農地の活用方法についての意向調査も併せて実施している。

意向調査において、他の農業者による耕作を希望した遊休農地の利用集積化を行っ

た結果、関谷・城廻地区の農業振興地域内の農用地区域内の遊休農地面積(表2)は、平成20年度から平成22年度にかけて毎年、少しずつ解消されたが、平成23年度の遊休農地は、約3.4haで前年と比較し、微増している。



関谷地区の遊休農地

また、平成23年度に、調査範囲を市内全域へ拡大したことにより、市内全域の遊休農地は、約6.7haとなった。

市内の遊休農地の状況は、土地の形状が不整形で耕作には不向きであったり、農地への接道が無いなど、耕作しにくい土地が多いことが調査において判明している。

表2 関谷・城廻地区 農業振興地域農用地区域内の遊休農地面積

年度	農業振興地域農用地区域内 (ha)	
	面積 (ha)	割合 (%)
平成23年度	3.4	7.1
平成22年度	3.2	6.6
平成21年度	3.5	7.3
平成20年度	4.1	8.5

※割合は、農業振興地域内農用地(47.9ha)に占める割合

(5) 農業従事者数等

ア 農家数

平成24年3月31日現在の鎌倉市の農家数(農業委員選挙資格を有する農家)は159戸、359人で、地区別では鎌倉・腰越地区26戸、深沢地区49戸、大船地区25戸、玉縄地区59戸となっている(表3)。農家数も年々、減少傾向にある。

表3 農家数(農業委員選挙資格を有する者)

		H24	H23	H22
農家数		159戸	168戸	190戸
		359人	366人	370人
地区	鎌倉・腰越	26	28	32
	深沢	49	52	56
	大船	25	26	32
	玉縄	59	62	70

※農業委員選挙資格

- 1 市内に住所を有する者。
- 2 10アール以上の耕作者。
- 3 同居の親族又は配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する者。
- 4 年令満20年以上の者。

(各年 3月31日現在)

イ 農業経営者数

鎌倉市の農業経営者数は、平成 22 年 2 月 1 日現在で 79 人、平均年齢は 64.6 歳となっている。(2010 年世界農林業センサスより)

ウ 農業就業人口と平均年齢

鎌倉市の農業就業人口と平均年齢は、平成 22 年 2 月 1 日現在で 202 人、平均年齢は 59.6 歳となっている(表 4)。(農林業センサスより)

表 4 農林業センサス 農業就業人口(年齢別)

年齢	2010 年		2005 年		2000 年	
	人	%	人	%	人	%
15～19	5	2.5			6	2.5
20～29	10	4.9			10	4.2
30～39	10	4.9			28	11.9
40～49	30	14.9			36	15.3
50～59	43	21.3			36	15.3
60～69	37	18.3			57	24.1
70 歳以上	67	33.2			63	26.7
合計	202	100.0			236	100.0
平均	59.6 歳		58.4 歳		56.9 歳	

※農業就業人口

自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事したもののうち、自営農業が主の者をいう。

エ 主要作物と流通

(ア) 主要作物

市内の主要作物としては、ダイコン(351 t)、トマト(262 t)、キュウリ(167 t)、ジャガイモ(160 t)、キャベツ(144 t)、ホウレンソウ(125 t)、ネギ(122 t)。



秋の収穫まつりで野菜の展示・販売

その他、カブ、ニンジン、ハクサイ、サトイモ、コマ

ツナ、レタス、ブロッコリー、タマネギ、ナスなどの生産がある。

(収穫量順・農林水産省統計データ「平成 18 年野菜生産出荷統計」より)

(イ) 流通

市内で生産される農産物は、一般的な「市場出し」（鎌倉青果地方卸売市場）のほか、「鎌倉市農協連即売所」をはじめとした直売、スーパーマーケット、引き売りなどで販売をしている。

その他、秋の収穫まつり、鎌倉・腰越漁業協同組合の朝市、各種イベントでの販売や、小学校・保育園の給食食材としても使用されている。



鎌倉市農協連即売所（鎌倉市小町）

3 鎌倉市の農業の特色

鎌倉市の農業は生産地と消費地が近接した典型的な都市型農業で、減農薬栽培した「鎌倉やさい」は、鎌倉ブランドとして鎌倉市の農業の強みになっている。

(1) 「七色畑」

鎌倉市の農業特産物として特筆すべき品種はないが、良好な気候・風土から年間を通して生産される作物の品種は多く、いわゆる「七色畑」が鎌倉市の農業の特色といえる。直売農家が年間に作付けする品種は、約60品種にも及んでいる。

また、レストランやホテルからの要望で 西洋野菜を作る農家も増えている。



手広地区内生産緑地の七色畑

(2) 「鎌倉やさい」

平成5年から、さがみ農業協同組合（以下「JAさがみ」という。）、農業者及び市が連携し、農産物のブランド化の検討が開始され、平成6年に鎌倉ブランドマークを発表、平成10年7月には鎌倉ブランド会議を発足し、鎌倉ブランドの推進活動を行っている。



鎌倉ブランドマーク

鎌倉ブランドマークを使用できるのは、環境保全型農業を実践し、新鮮・安全・安心な農産物を生産することなどに同意した農業者に限られ、この鎌倉ブランド登録農家は、農薬や化学肥料の使用を減らした減農薬栽培に取り組んでいる。

また、市内から出される植木剪定材と牛ふんを混合して作られる鎌倉ブランド堆肥を開発、平成 18 年度から実用化するなど循環型社会へ配慮した試みも行われている。

鎌倉ブランド登録農家を作る「鎌倉やさい」は、主に市内のスーパーマーケットや、青果店、鎌倉市農協連即売所で販売されている。特に、若宮大路沿いにある鎌倉市農協連即売所は昭和 3 年頃に発足し、以来約 80 年の歴史を持ち神奈川県内で最も古い、農家の手による即売所として人気が高く、マスコミにも頻繁に取り上げられている。

また、平成 23 年 3 月には、「鎌倉やさい」の更なる販売促進に向けて、「鎌倉ブランドマーク」の商標登録が行われている。



鎌倉市農協連即売所での直売の様子

4 提案施策の取組状況について

平成 22 年度報告書で提案した施策について、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、市では、以下の取り組みが実施されている。

(1) 農地相談会

平成 22 年度報告書「5. 新たな施策の提案 (2) 遊休農地解消対策について」で提案した「ア 相談体制の確立 ① J A 施設内での定期的な相談日の開設」については、「農地相談会」として、J A さがみ、市農業委員会、市産業振興課の職員により、農家から農地相談を受ける相談体制が確立された。

実績は、農地相談会の開催実績（表 5）のとおりである。

平成 22 年度第 1 回農地相談会では「生産緑地の活用」についての相談があり、土地所有者による市民農園の新規開設が提案された。市はその開設準備を支援し、平成 23 年度には大船地域に新たな市民農園 1 園が開設された。



今泉台に開設された里山市民農園



表 5 農地相談会の開催実績

年 度	開催日	場所(JA)	件数	人数	地域	主な相談内容
平成24年度	7月2日	西鎌倉支店	1件	1人	上町屋	・農地の貸し借りについて
	10月15日	玉縄支店	1件	1人	城廻	・農地の活用について(継続)
平成23年度	10月20日	玉縄支店	4件	5人	城廻・岡本・ 浄明寺・植木	・家業の継続について ・農地の譲渡について
平成22年度	7月20日	玉縄支店	3件	3人	大船・城廻	・生産緑地の活用について
	9月22日	深沢支店	4件	6人	大船・山崎・ 手広、市外	・市街化区域内農地の活用 について ・農地の相続について
	1月20日	大船支店	4件	5人	玉縄・城廻・ 山ノ内・今泉	・小作契約解除と利用集積に ついて ・都市農地の税制について

5 鎌倉市の農業の課題

第1期協議会では、鎌倉市の農業の課題について、次の6つのテーマを取り上げ、議論を行った。平成22年度報告書では、「テーマ2：新たな担い手の育成・確保とテーマ6：直売所【地産地消】について、十分な議論ができなかった。次期協議会でしっかりと議論をしていくべきである」ことを今後の課題として提示した。

平成22年度報告書では、テーマ2及びテーマ6について次の通り報告を行った。

テーマ1：農地・農道の基盤整備【農業の生産基盤の整備】

テーマ2：新たな担い手の育成・確保

テーマ3：鎌倉ブランド野菜の振興【安全・安心な野菜の供給、地産地消】

テーマ4：遊休農地の活用【農地の有効活用】

テーマ5：市民と農業者の交流

テーマ6：直売所【地産地消】

(1) テーマ2：新たな担い手の育成・確保

農業者からは、「新規就農者から、採算がとれず苦勞した、既存農家との共存が難しかったなどという話を聞いた。ある程度農業についての勉強や就農先の地域を理解した上で就農して欲しい」という意見があった。

農業従事者の高齢化や農業経営の困難さから、後継者や新たな担い手を確保することが難しくなっている。このため、既存農家の新規就農者に対する考え方を整理することや就農に向けた手法を調査し、本市の現状に見合った手法を検討する必要がある。現在の農業を維持していくためには、新たな担い手の育成・確保が必要であるという

共通認識が必要である。

このテーマは、「テーマ 4：遊休農地の活用」、「テーマ 5：市民と農業者の交流」と関連している。新たな担い手のための農地の確保は大変難しいが、遊休化している土地など、農業従事者のいない土地を利用集積で新規の就農者に使用してもらおうことができるようなしくみの検討が必要である。

(2) テーマ 6：直売所【地産地消】

鎌倉市農協連即売所が人気であるが、同じような施設が駅の近くや子ども連れでも行くことのできるような所、勤め帰りの人が寄れる所などもっと増えると良い。出荷できる農家、出荷したい農家がいるかを調査して欲しいとの声がある。

直売所は、用地の確保や出荷する農家など様々な課題があるため、まず、市民に鎌倉やさいや鎌倉市の農業についてもっと知ってもらう方法の検討が必要である。

6 今期の協議テーマについて

第 1 期協議会での協議を踏まえ、今期の協議テーマとして、「テーマ 2：新たな担い手の育成・確保（担い手育成について）」「テーマ 6：直売所」に取り組むこととし、次のような協議を行った。

テーマ 2：「新たな担い手の育成・確保（担い手育成について）」

農業従事者の高齢化や農業の経営安定には、後継者や新たな担い手を確保することが重要である。現在の鎌倉市の農業を持続していくため、既存農家の後継者に対する考え方や新規就農に向けた手法を調査し、「担い手育成」について検討を行った。

「担い手」とは、農家の後継者、新規参入の就農者及び法人であるが、鎌倉市の農業の現状を踏まえ、将来の「担い手」が誰なのかという視点から協議を行った。

協議会では、次のような意見があった。

(農家の後継者)

- ・限られた農地での少量多品目生産と生産者自らが対面で販売する直売が盛んな本市農業における担い手は、第一に農家の後継者を中心に考え、その育成を図るべきである。
- ・後継者育成のポイントは、農業経営の安定であり、所得向上に向けた施策が必要である。

(新規参入)

- ・新規就農希望者の相談窓口や、受入れ体制等を充実させることが必要である。
- ・新規就農に向けては、専門機関での相談が有効となるので、かながわ農業アカデミーなどの専門機関との連携を図る必要がある。
- ・そのためにも、かながわ農業アカデミーの就農支援から就農へのワンストップサービスを有効活用するように相談者等へ周知する。
- ・農家への労働力の雇い入れなどの検討も必要である。

これらの意見を踏まえ、「新たな担い手の育成・確保（担い手育成について）」の施策を検討した。

テーマ6：「直売所について」

「鎌倉市農協連即売所が人気であるが、同じような施設が駅の近くや子ども連れでも行くことのできるような所、勤め帰りの人が寄れる所などもっと増えると良い。出荷できる農家、出荷したい農家がいるかを調査して欲しいとの声がある。」と平成22年度報告書に記載した。

直売所については、農業者や農業関係団体選出委員から市内の出荷の現状を、学識経験者委員からは他市等の事例などが報告された。

現在、市内の直売所は、鎌倉駅の東口、若宮大路沿いにある鎌倉市農協連即売所が知られているが、同じような直売所が他の駅の近くや家族連れでも行くことのできる場所、勤め帰りの人が寄れる場所などにあっても良いという意見が公募市民委員などから出された。

「直売所」について、「新たな直売所があったら良いのではないか」という意見が農業者以外の委員から多く出されたが、農業者委員からは、「出荷できる体制が取れないのではないか」という現状が述べられた。実際、鎌倉の農業経営は、スーパーや市場出しに比べ、鎌倉市農協連即売所や軒先で直売を行う農家が多い。鎌倉の農地は、七色畑と言われるように少量多品目の作物を生産しているが、現状では、どの程度生産されているのかの把握はなされていない。そのためにも出荷できる農家、出荷したい農家がいるかを調査する必要がある。

学識経験者や行政機関の委員からは、他県、他市町の状況なども参考としながら市内農家の出荷体制を把握したうえで、直売所の設置を検討すべきという見解が示された。

これらの意見を踏まえ「大型や常設型によらない直売所はできないか」という視点での施策を検討した。

7 新たな施策の提案

各テーマについては、前章のような課題の洗い出しや意見を基に協議を行った結果、実現可能と思われる以下の具体的な施策を提案する。

また、テーマ以外についても協議を通じて意見が出されたので、併せて新たな施策として提案する。

(1) テーマ2：「新たな担い手の育成・確保（担い手育成について）」

担い手育成について、協議した内容を「担い手育成支援事業」として、次のとおり提案する。

また、提案する施策の実施にあたっては、「人・農地プラン（地域農業マスタープ

ラン)」(以下、「人・農地プラン」という。)を作成し、国の制度を活用しながら進めていく必要がある。

※「人・農地プラン」

「人・農地プラン」は、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成23年10月25日食と農林漁業再生推進本部決定)が示され、この基本方針・行動計画を進めるために、平成23年12月24日農林水産省から、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針が示された。

この取組方針では、概ね10年先を見据え、地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、地域の農業者や住民が話し合いを行い、今後の地域の中心となる経営体の選定、中心となる経営体への農地集積の促進、及び中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方を検討し、その内容を反映した「人・農地プラン」を市町村が作成することとされている。

テーマ2:「新たな担い手の育成・確保(担い手育成について)」

- 提案1 就農・経営支援による担い手育成・確保
- 提案2 農地の利用集積対策
- 提案3 援農ボランティア制度の導入
- 提案4 相談体制の充実
- 提案5 鎌倉ブランドへの体制支援

ア 提案1 就農・経営支援による担い手育成・確保

(ア) 青年就農給付金(準備型)制度の活用

新規就農者希望者に対する支援策として、農業技術及び経営ノウハウの習得のための県の研修機関や先進農家、先進農業生産法人での研修に専念する就農希望者を支援するため、国の青年就農給付金(準備型)制度の活用を図ることが必要である。この制度では、最長2年間で年間150万円の給付が受けられる。

(イ) 青年就農給付金(経営開始型)制度の活用

また、次のステップとなる新規就農者に対する支援策としては、経営リスクを負っている新規就農者の農業経営が軌道に乗るまでの間を支援する青年就農給付金(経営開始型)制度の活用が必要である。この制度では、最長5年間で年間150万円の給付が受けられる。なお、この制度の対象者となるには「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられる必要がある。

(ウ) 認定農業者制度の活用

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画を市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもので、鎌倉市では現在個人2名、法人1団体が認定されている。

認定農業者が借り入れる、株式会社日本政策金融公庫が融資する農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）についての当初5年間の無利子化などの資金面の金利負担軽減措置が実施されているが、平成24年度以降の金利負担軽減措置については認定農業者が「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられる必要がある。

経営の改善や農業経営の拡大には同制度の活用が不可欠なことから、意欲ある農業者に対する認定農業者認定を促す必要がある。

イ 提案2 農地の利用集積対策

地域の担い手・育成には、地域の中心となる経営体への農地の集積化が図られる必要がある。

現在、市ではJAさがみ、市農業委員会と連携して本協議会で提案した「農地相談会」を開催しているが、この機会を捉え土地所有者の意向を確認しながら地域の中心となる経営体への農地の集積化が図られるよう指導していくことが重要である。

また、市の耕作放棄地全体調査と市農業委員会による農地法30条調査により把握された遊休農地の解消及び有効活用を図るため、地域の担い手への遊休農地の活用を積極的に働きかける必要がある。

ウ 提案3 援農ボランティア制度の導入

援農ボランティアは、農業者の高齢化や担い手不足等から起きる遊休農地の発生を防ぎ、将来にわたり市民に新鮮で安全な農産物の供給を図り、良好な農地を守るためにも必要である。

現在、鎌倉市では援農ボランティアの制度がないことから、援農ボランティアの育成から実施までを枠組みとする制度の導入を検討してほしい。また、援農ボランティア育成指導には地域の農業者が農業基礎講座などの育成支援に協力していくことが必要である。

エ 提案4 相談体制の充実

平成22年度報告書では、県知事の認定を受けた認定就農者や農業研修生の受け入れに「かながわ農業アカデミーなど農業関係機関との連携、協力を強化する」とし、その基本的な考え方を踏襲する。市担当部署には、農業分野の専門知識を有する職員の配置は無く、職員数も限られていることから、県の専門機関との連携は、

不可欠である。特にかながわ農業アカデミーの就農支援ワンストップサービスの活用を図り、意欲ある新規就農者の確保に努める。

※就農支援ワンストップサービス

就農支援ワンストップサービスの窓口は、就農希望者からの相談対応や情報提供を効率的に実施するため、農業技術センターかながわ農業アカデミー就農企業参入課就農支援班（所在地：海老名市）に設置されている。ここでは、就農相談、研修紹介、就農計画の作成支援、求人情報の収集と紹介（農業法人等への無料職業紹介）、農地情報の提供、農地確保支援（農業委員会との調整）などの就農支援サービスを実施している。

オ 提案5 鎌倉ブランドへの体制支援

農産物のブランド力向上は、農業経営の安定化につながるものである。

農業が、後継者や新規参入者にとって魅力ある産業となるよう、今後もJAさがみと連携し、ブランド力の向上に努めることが必要である。

平成5年に立ち上げた鎌倉ブランド事業は、平成23年度の鎌倉ブランドマークの商標登録を機に、6次産業化も視野に入れ、ブランド力の更なる向上を目指し、ブランドが一過性なものとならないよう、鎌倉ブランド会議などで、改めてブランドの在り方などを検討していく必要がある。

(2) テーマ6：「直売所について」

直売所は、鎌倉やさいを市民に周知し、地産地消を意識づける場でもある。新たな直売所ができて安定した野菜の出荷が見込めない現状の中で、以下に示した「プチ・マルシェ」のような小さな市場から段階的に取り組むことを提案する。

テーマ6：「直売所について」

提案6 「プチ・マルシェ」の開設

※「プチ・マルシェ」は、地域の意欲ある生産者や地域の産品にスポットを当て、それらを直接伝えることで地域や産品を正當に評価してもらい、生産者と地域が支え合う新たな関係を構築するという目的をもっている。シンポジウムや農林水産物・食品の販売等で構成されている。

ア 提案6 「プチ・マルシェ」の開設

鎌倉やさいの販売促進、販路拡大のためには、市民へ鎌倉の農業を知ってもらうことが重要である。

そのために、まず、「プチ・マルシェ」のような小さな市場をJA各支店や市の公共施設などを利用して、定期的に開催することを検討する。

「プチ・マルシェ」は、農業と市民を結びつける場としての役割を担い、農業を支援する市民を育て、農業に関心を持つきっかけとなる。

また、これにより、兼業農家や自給的農家の出店を促すなど、新たな販売農家の掘り起こしや生産意欲の向上が期待できる。

(3) その他の新たな施策の提案

テーマ2の「新たな担い手の育成・確保（担い手育成について）」及びテーマ6の「直売所について」の提案以外に、協議を通じてその他の新たな施策について意見が出されたので、以下のとおり提案する。

その他の新たな施策の提案

提案7 鎌倉市版農業センサスの作成

提案8 交流の場づくり

ア 提案7 鎌倉市版農業センサスの作成

今後の具体的な施策を検討するためには、農業に関する基礎データの経年的な把握とそれによる将来予測や課題の洗い出しが必要である。そのためには、農業者個々の情報収集が必要となるため鎌倉市版農業センサスの作成を提案する。

提案7 鎌倉市版農業センサスの作成

農業者個々の情報収集については、市やJAさがみによる調査では、限界がある。国では、基本的な農業構造を捉えることを目的として、農林水産省による5年毎の農林業センサスを実施している。

この農林業センサスの調査結果から、鎌倉市のデータを抽出することが可能であれば、全国や県内他市町との比較が容易となり、地域の実情に合わせた計画の立案、策定に活用することができると考えられる。このことから、過去の調査結果も含め、農林業センサスの調査結果を活用して、鎌倉市版農業センサスの作成に取り組むことが必要である。

イ 提案8 交流の場づくり

鎌倉やさいの販売促進、販路拡大のためには、市民へ鎌倉の農業を知ってもらうことが必要である。

提案8 交流の場づくり

JAさがみ鎌倉市青壮年部では、農業への触れ合いを目的として毎年、親子農業体験（3日間）を実施しているが、大人を対象とした農業体験を企画し、鎌倉の農業や農家についての情報発信や、農業に興味のある市民との交流の場づくりを提案する。

平成 23 年度には大船地域に新たな市民農園 1 園が開設されたことを紹介したが、今後も、農地所有者の意向を確認しながら、市民が農業とふれあえる新たな市民農園の開設についても支援していくことが必要である。



JA さがみ鎌倉市青壮年部親子農業体験 2012

8 まとめ

鎌倉市農業振興協議会は、平成 20 年に鎌倉市の農業振興について様々な角度から協議することを目的に設置され、前回任期（平成 20 年 5 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日）及び今回任期（平成 22 年 8 月 28 日～平成 24 年 8 月 27 日）と 4 年間にわたり、鎌倉市における農業の現状と課題を整理し、新たな施策の提案について協議を行ってきた。

まず、念頭におくべき農業振興の施策は、次代を担う若者が安心して、農業を行うことができる環境づくりを支援することである。農業者のみならず、行政、市民が一緒になり、地域全体で農業を盛り上げていくことが大切であるという想いを協議会として再認識した。

この協議会で提案した施策は、この想いを形にしたものであり、市は実施に向け着実に取り組んでいただきたい。

提案された施策の実施状況については、定期的に検証を行い、行政として施策の評価を行いながら、支援の向上に努めてほしい。

この 4 年間の鎌倉市農業振興協議会での協議が、今後の鎌倉市の農業振興を更に進めていくことを切望するものである。

鎌倉市農業振興協議会開催経過

- 平成 22 年 11 月 8 日(金) 第 1 回協議 (19 名出席)
- 1 報告事項
 - (1) 「鎌倉市農業振興協議会報告書」の施策の取組状況について
 - 2 議題
 - (1) 今期協議テーマについて
 - 3 その他
- 平成 23 年 7 月 8 日(金) 第 2 回協議 (18 名出席)
- 1 報告事項
 - (1) 「鎌倉市農業振興協議会報告書」の施策の取組状況について
 - (2) 最近の鎌倉の農業の様子
 - 2 議題
 - (1) 農業改善計画審査部会の結果について
 - (2) 新たな担い手育成について
 - (3) 鎌倉の農産物の調査について
 - 3 その他
- 平成 23 年 11 月 14 日(月) 第 3 回協議 (18 名出席)
- 1 議題
 - (1) 農業振興について
「担い手育成」と「直売所」
 - 2 その他
- 平成 24 年 5 月 21 日(月) 第 4 回協議 (14 名出席)
- 1 議題
 - (1) 担い手育成についての意見交換
 - (2) 直売所についての意見交換
 - 2 その他
- 平成 24 年 7 月 11 日(水) 第 5 回協議 (15 名出席)
- 1 議題
 - (1) 平成 24 年度「鎌倉農業振興協議会報告書(案)」について
- 平成 24 年 8 月 22 日(水) 第 6 回協議 (14 名出席)
- 1 議題
 - (1) 平成 24 年度「鎌倉農業振興協議会報告書(案)」について
- 平成 25 年 2 月 18 日(月) 「鎌倉市農業振興協議会報告書」の提出

鎌倉市農業振興協議会委員名簿

職	氏名	所属	選出区分
会長	河野 英一	日本大学生物資源科学部学部長	学識経験
副会長	石井 廣志	さがみ農業協同組合理事 鎌倉地区運営委員会委員長	関係団体
委員	安齊 純子	市民	市民
	安齊 清一	鎌倉市農業委員会会長	農業委員会
	小澤 武典	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター 農政部地域農政推進課長	行政機関
	柿澤 昭治	鎌倉料理飲食業組合組合長	飲食関係
	梶谷 義正	鎌倉青果株式会社役員	流通関係
	小泉 紀久夫	さがみ農業協同組合 鎌倉市ハウス部会員	農業者
	杉原 たまえ	東京農業大学国際食料情報学部教授	学識経験
	高橋 登美子	鎌倉市食生活改善推進団体若宮会副会長	関連団体
**	田伏 浩二	㈱イトーヨーカ堂大船店店長	流通関係
	中島 由紀	市民	市民
*	鍋田 英二	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター 農政部農地課長	行政機関
	林 えい子	市民	市民
	藤代 岳雄	神奈川県農業技術センター 普及指導部野菜課長	行政機関
	盛田 勝美	鎌倉ブランド会議委員	農業者
	山中 幸一	さがみ農業協同組合 鎌倉市青壮年部部員	農業者
*	山本 巖	さがみ農業協同組合 鎌倉地区運営委員会事務局副事務局長	関連団体
	吉川 秀治	さがみ農業協同組合鎌倉営農センター長	関連団体
	吉田 真弓	鎌倉市立稲村ヶ崎小学校校長	教育機関

任期：平成22年8月28日～平成24年8月27日（2年間）

*任期：平成23年6月21日～平成24年8月27日

**任期：平成23年10月12日～平成24年8月27日

職	氏名	選出区分	任期
	並木 忠明	行政機関	平成 22 年 8 月 28 日～平成 23 年 6 月 20 日
	山ノ井 信弘	農業団体	
	大場 孝幸	流通関係	平成 22 年 8 月 28 日～平成 23 年 10 月 11 日

鎌倉市農業振興協議会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市の農業振興の充実と発展のため、鎌倉市農業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項の協議を行うものとする。

- (1) 農業振興の推進に係る全体的な方針などに関する事項
- (2) 農業振興施策の進捗状況に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、農業者、農業関係団体、関係団体から推薦を得た者、公募市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 特別の事項を協議するため必要があるときは、協議会に特別委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて協議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 3 部会所属の委員は、会長が指名する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会の会議の結果は、会長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第9条 協議会及び部会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、この協議会を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成22年6月23日から施行する。